

# 第2回フォーラムでの 質問に対する回答

## 第2回フォーラムで受けたご質問の概要

1. JR東海と町との会議録を公開してほしい
2. 要対策土を受け入れないという選択も含めた議論（フォーラムテーマの選定）をしてほしい
3. 町環境基本条例への対応について（協定の締結について）
4. 希少種（植物）への対応について
5. 坑口付近で発生土置き場を計画することが望ましい科学的根拠を数値で示してほしい
6. これまでの議会説明資料を公開してほしい  
今後、JR東海が主催する説明会についてマスコミ公開をしてほしい

町より回答

JRより回答

# 1. JR東海と町との会議録を公開してほしい

ご質問のありました会議録につきまして、別冊資料として公開します。

会議録作成に至る経緯など、詳細情報につきましては以下のとおりとなります。

## 【 会議録の経緯 】

令和4年7月8日に御嵩町議会より、議会活動の一環としてリニア残土処分に関して調査するために資料請求があったもの

## 【 請求内容 】

1. 要対策土の持ち出しに関するJR東海と町の打ち合わせ内容について
2. 要対策土について町事務方とJR東海との打ち合わせ経緯について

## 【 会議録の作成方法 】

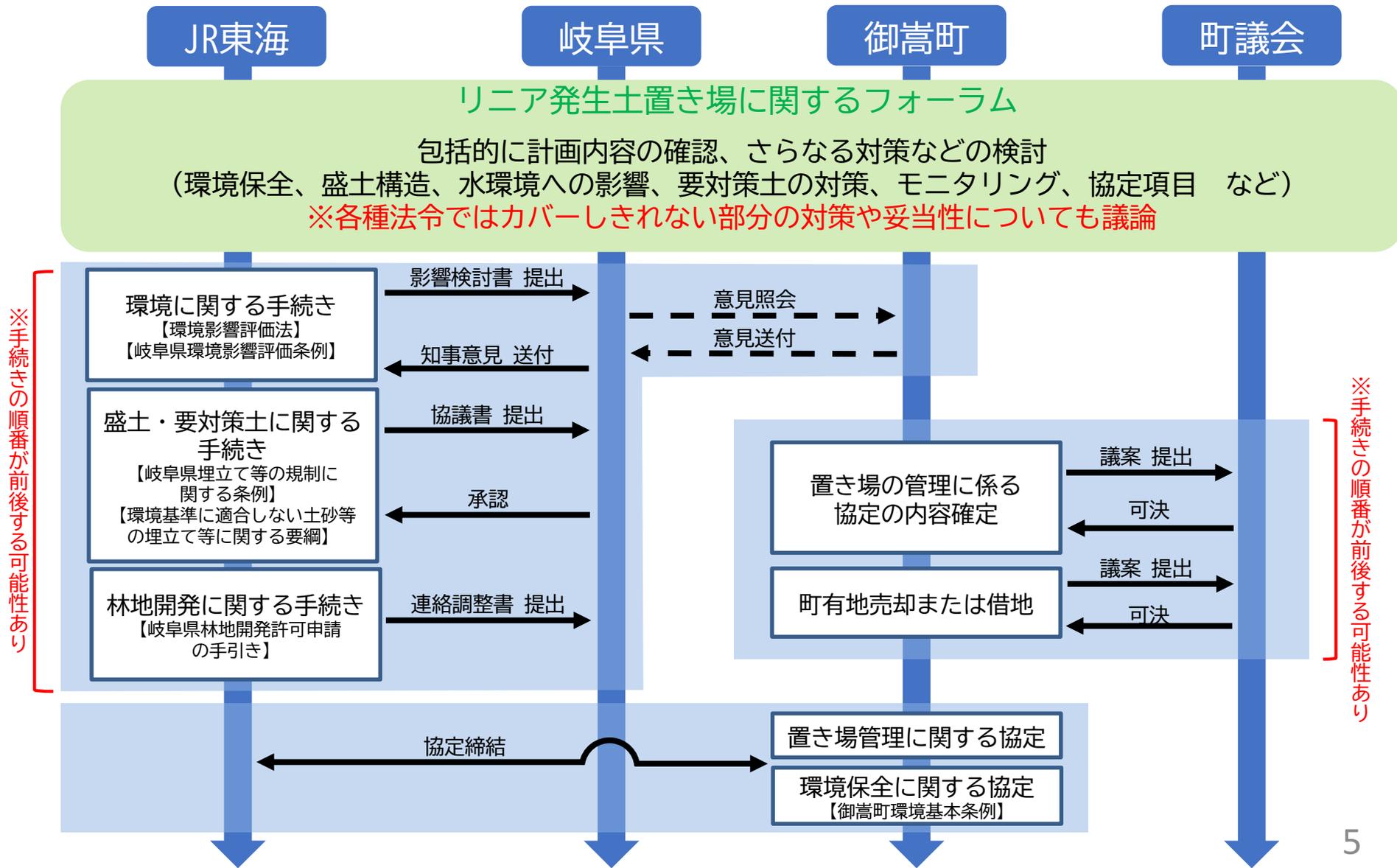
町の打合せ記録から請求内容1. 2にかかると部分を抜粋して取りまとめたもの

⇒令和4年7月28日に御嵩町議会に提出



# 2. 要対策土を受け入れないという選択も含めた議論（フォーラムテーマの選定）をしてほしい

置き場候補地Bに係る法令手続きフロー ※御嵩町の現在の想定



### 3. 御嵩町環境基本条例の対応について（町回答）

本町としましては、本条例に即して情報の提供、意見の言える場が必要と考え、本フォーラムを開催しています。

他の協定の事例を参考にしながらJR東海との協定も締結していけたらと考えています。

#### ○御嵩町環境基本条例（抜粋）

##### （町の責務）

第4条 町は、町内の清浄な大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のために保全する責務や保護する責務があります。

2 町は、町が実施する環境の保全と創造にかかわる行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する責務があります。

3 町は、第3条に定める基本的な考え方にのっとり、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を定め、実施する責務があります。

4 町は、自然的社会的条件に応じ、次の各号について積極的に取り組まなければなりません。

○協定の事例 電力使用量の削減、買い物袋持参運動、事業所周辺の清掃活動など

### 3. 御嵩町環境基本条例の対応について（JR回答）

環境基本条例の記載にある環境保全については、重要と認識しており、CO<sub>2</sub>の削減や事例に示されたような環境保全活動（協定等含む）に協力してまいります。

内容につきましては今後、具体化してまいります。

#### ○御嵩町環境基本条例（抜粋） （事業者の責務）

第5条 事業者は、第3条に定める基本的な考え方にとり、事業活動を行うに当たって、**公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務**があります。

2 事業者は、第3条に定める基本的な考え方を尊重し、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減のために、廃棄物の発生抑制、省エネルギーとリサイクルを推進するなど、資源の有効利用に努める責務があります。

3 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境の保全と創造に役立てるため、**環境保全と創造に関する協定の締結など町や町民が実施する施策に自ら積極的に協力する責務**があります。

## 4. 希少種(植物)への対応について

- 有識者と行った現地確認において、現地で発見された希少種については、調査に適切な時期等踏まえ、実施時期を検討し、調査します。
- ハナノキ以外の希少種（シデコブシ、ヒメコヌカグサ）については、専門家の意見を踏まえ、保全対象とするかを検討します。
- 移植を行う場合には、移植先について調査を実施し、専門家の意見を踏まえ、移植先を決定します。

## 5. 坑口付近に発生土置き場を整備することが、環境負荷の点で望ましいとする科学的根拠を示してほしい

- 前回のフォーラムにおいては、要対策土を町外へ持ち出すと仮定した場合のダンプの台数をお示ししましたが、要対策土を候補地Bにおいて二重遮水シートによる封じ込めを行う場合との比較については、数値等を用いて、分かりやすい資料にてお示しすることとさせていただきます。

## 6. これまでの議会説明資料を公開してほしい 今後、JR東海が主催する説明会をマスコミ公開してほしい

- これまで町長・御嵩町議会にご説明した資料については、候補地の地権者に関する事柄を除いたうえで、本フォーラムのホームページ内で閲覧可能となるように町に依頼いたします。
- 当社主催の説明会については、非公開とすることにより、自由にご質問やご意見をいただけるという基本的な考えは、変わりございませんが、マスコミを入れてほしいといったご要望があることは承知いたしましたので、今後、当社が説明会を開催する際には、御嵩町や対象となる自治会等と調整させていただきます。